

第 部 ノルウェーの「校則」(翻訳)

磯部まどか第1次訳。北川邦一修正

「校則」翻訳について

本第 部では、ノルウェーの中等学校で生徒が守るべきとされている成文規律の幾つかを訳出する。概ね、日本で「校則」と言われているものに該当する。以下、本稿でも便宜上「校則」という。

「校則」の収集とその第一次的翻訳は、リフ・ランデさんの御紹介を通して磯部まどかさんをお願いした。

磯部まどかさんは、関西外国語大学短期大学部米英語学科を卒業され、数度のノルウェー渡航の後、オスロ大学の歴史哲学部 Historiskfilosofiske fakultetet に入学し文化学科 Kulturvitenskap を卒業、さらにベルゲン大学歴史哲部文化学科も入学卒業しその大学院 Hovedfag で修士相当学位 candidatus philologia を取得された。様々な国家的、地方的公務を経験され、今はアボン・レコーズ *Abon Records* でのアーティストを主に、ノルウェー統計局 *Statistisk Sentralbyrå* にも在職され、傍ら通訳・コーディネートの仕事もしておられる。

磯部さんには、ノルウェー全国を北、中、南東、南西の 4 地域に大別し、中学校については、この各地域について、大、中、小規模の *kommune* 各 1 つずつを任意に選び、かつ各 *kommune* において平均的規模の学校を任意に選んで、そこで生徒が学び学校生活をする上で(乃至はもしかして地域、家庭でも)守るべきとされている成文化された規則・きまり (*rule, regulation*) を収集・訳出するようお願いした。高等学校については、同様の 4 地域毎に、1)主として高等教育進学資格取得を目指す学校、2)主として職業資格取得を目指す学校、3)両者併存しているような学校あるいは特別な学校の 3 種類の学校各 1 校を任意に選んで同様の収集・訳出をお願いした。要望通りの合計 24 校の訳出の外、若干校の訪問に役立つよう特別の訳出も頂いた。しかし、訳文の本報告書掲載に当たっては、当面の便宜上、多様性と分量の考慮だけで選択した。

本報告書掲載のノルウェーの「校則」訳文を全面的に磯部訳とせず「磯部まどか第 1 次訳・北川邦一修正」としたのは、磯部訳が不正確だからではない。日本の「校則」に関しては、私はそれなりに調査研究してきた(*注)。この調査研究を踏まえて、日本の読者・教育研究者がノルウェーの「校則」・学校状況を理解し易くするには、日本の教育界・教育学の用語・用法にあった翻訳が必要だと考えた。第 1 次訳を頂いた後、当方の都合上、磯部さんのノルウェー理解・ノルウェー語理解から適正な教示を受ける機会も作り得ないまま、私が一方的に最少限の「修正」を加えることを磯部さんに了解して頂いた。

本稿翻訳は、ノルウェーの「校則」の本邦への紹介の稀少な試みとして、また、「校則」を踏まえたノルウェーの生活指導・生徒指導理解への手掛かりとして、ノルウェーの教育の研究に寄与し得るものとする。

(*注)関西教育行政学会『教育行財政研究』第 16 号、1989 年 4 月、14-24 頁。

再録・北川著『現代日本の学校改革』清風堂書店出版部、2000 年、第 6 章、93-108 頁。

(1) ニッテダル中学校

Nittedal Ungdomsskole

南東部小規模コムーネ NITTEDAL に所在。Stasjonsveien 10, 1482 NITTEDAL

資料源： <http://www.nus.skole.as/>、 *INFORMASJON FRA NITTEDALUNGDOM*

中学校のための規律規則

ORDENSREGLEMENT FOR UNGDOMSSKOLENE

君は、自ら及び他の生徒の発展、学習、及び安全性へ貢献するよう、行儀よく振る舞わなければならない。
そのため、次のことが適用される。

1. 暴力、又は暴力に関する脅迫は禁止する。
2. 他の生徒に迷惑をかけることは禁止する。もしも誰かがいじめられていることに気づけば、学校の職員へ申し出ること。
3. 他の生徒に対する軽率な非難や言及は禁止する。
4. 侮辱的言語は使用しないこと。
5. 学校の建物、設備、本や器具を破損することは禁止する。他の生徒の所持品についても同じ規則が適用される。
6. 時間や締め切りを守り、必要な器具を持参すること。
7. 学校の職員からの指示や指令に従うこと。
8. タバコや酒類は禁止する。
9. 学校時間内での菓子やソーダの飲食は禁止する。教師による許可がある場合は例外とする。
10. 学校時間内での買い物は禁止する。学校指導者による許可がある場合は例外とする。

以上に加えて、ニッテダル中学校では、特に次のことを明確にしている。

- ・遊び半分の殴り合いをしてはならない。
- ・授業中に教師の許可なしに飲食をしてはならない。
- ・雪玉を投げたり、雪を蹴ったり、雪にもぐることを禁止する。
- ・スケートボード、ローラースケートやキックボードを学校内で使用しない。
- ・授業中には携帯電話の電源を切り、鞆の中に保管しなければならない。

規則違反の結果

- ・規律規則違反は、規律及び品行成績へ影響を及ぼす。
- ・規則 5. に違反した場合、生徒は経済的弁償を求められることがある。
- ・規則 9. に違反した場合、品行記録への記載と家への連絡処置がとられる。
- ・規則 4. 及び 5. に違反した場合、その物品は没収となり、終業時に職員室にて引き取られなければならない。
- ・ノルウエー国法令に違反した場合、例えば武器の所持、暴力など、は警察への通報 処置が取られることがある。

その対処方法

上記の規則に違反した場合、学校の職員が現状改善のために問題の生徒を指導する。すべての違反は記録として書きとめられる。その他、上記の規則違反は次のような結果となることがある。

1. 関係者との口頭による懲戒乃至は会話
2. 保護者への連絡
3. 学校指導者への伝達
4. 保護者との面談/ 解決策会議/ 学級・ミーティング
5. 下校後の居残りや、授業開始前の早朝面談
6. 損傷の修理/ 経済的賠償の求め
7. 最長 3 日間にわたる学校追放処分
8. 規律乃至は品行成績の悪化
9. 警察への通報

学校は必要に応じて警察、児童養護監や学校の代表者との協議により防止対策会を開く。その手段として、対策会は生徒/保護者との面談を求める。

手続き方針

1. 規則は学校時間内、登下校、及び学校によって主催される催しや遠足などに適用される。上記以外の違反処置は取られない。身体的懲戒や他の生徒の侮辱的懲戒方法は適応されない。
2. 生徒は原則的に、規則違反処置が取られる以前に弁明の機会が与えられる。
3. 学校追放は、重大な違反や度重なる違反を犯した生徒へ取られる処置である。学校追放の決着前には他の救済策や対応方法がとられることとする。学校追放処置は校長によって決断されるが、その前に生徒とその担当教師による意見表明の機会が与えられる。
4. 罰すべき行動は警察へ通報される。
5. 規律規則は、生徒とその保護者へ公開されることとする。

- 6.規律規則は、協同委員会 Samarbeidsutvalget によって毎年その内容が検討される。
- 7.規律規則は、コムーネ委員会での認可が要請される。
- 8.その他諸事は教育法 Opplæringslovens § § 2-9 及び 2-10, 教育法施行規則 Forskriftenes § § 3-7, 3-12, 12-1 d, T J U 事件 0048/00 号「ニッテダル基礎学校のための規律規則施行規程 Forskrift til ordensreglement for grunnskolen i Nittedal 及び、行政法 Forvaltningsloven に示されているとおりである。

違反対策プラン抜粋

いじめ容疑

- 1.学級内での予防対策（例・学級内でのミーティング、親子面談でのテーマ、警察との協力、暴力/いじめ追放プロジェクトなど）

脅迫的行動、口頭的、又は身体的暴力

1. 緊急処置として、関係者との会談
2. 家への連絡
3. 関係者の保護者を交えた面談
4. 専門的会談、必要に応じて監視処置の手続き
5. 最長 3 日間にわたる学校追放処分
6. 重大な違反においては警察への通報

(2) ヴォス中学校

Voss Ungdomsskule

南西部の小規模コムーネに所在。Postboks 504, Olavsvegen 5, 5700 VOSS

資料源：http://www.vestweb.net/vossungdomsskule/Info/2004_2005/Ordensreglar.htm

規律及び行動のための規則

REGLAR FOR ORDEN OG ÅTFERD

学校が安全で快適な場所であるためには、すべての人に責任がある。尊敬の意を表し責任を取ること。私たちは学ぶためにここにいる。

- 1 全ての授業へは時間通りに居合わせる。学級や集団内の平静と良い学習状況のために努めること。
- 2 真正な学習努力を行うため、私たちは安全を感じ、級友と先生への信頼を持たなければならない。他の人々へ故意に迷惑をかけた、傷つけてはならない。
- 3 自由時間には学校内に留まるよう求める。
- 4 学校へはすべての人が安全に通うことができなければならない。
 - ・学校内では自転車を使用しない。自転車、軽オートバイやオートバイは所定の場所へ配置すること。
 - ・雪玉投げは禁止する。
 - ・ボール遊びには注意をすること。
 - ・スケートボードやローラースケートは所定の場所にて使用すること。
 - ・生徒は危険物を持ち込まないこと。
- 5 ヴァングス湖 Vangsvatne での氷上歩行、監督なしの水浴は禁止する。
- 6 損傷や破壊につながらない様、自由時間には生徒は廊下へ出ること。皆が妨害を受けることなく階段や廊下を歩けなければならない。廊下を走ることは禁止する。
- 7 十八歳未満のタバコや陶酔物の使用は禁止する。
- 8 学校では菓子、ソーダなどの飲食をしないこと。
- 9 携帯電話を学校へ持ち込む生徒は、電源を切り、鞆の中へ収めておくこと。
- 10 器具、設備や建物を大切にすること。生徒が破損を生じた場合、その生徒は全体的、又は部分的な弁償を求められることがある。学校より配給された本に対しても同じ処置がある。
- 11 学校は紛失された個人的所持物への経済的な責任を負わない。忘れ物・貴重品は職員室で尋ねること。水泳着、服類などは学校管理人 vaktmeister が管理する。
- 12 行動規則が守られない場合、校長によって最長 3 日までの学校追放処分、遠足、キャンプや他の催しなどからの除外措置が取られることがある。

(3) バルゲモ中学校

Bergmo Ungdomsskole

ノルウェー中部の中規模コムーネのモルデ kommune に所在。Bergmovn 19, 6419 MOLDE

資料源 : <http://www.bergmo.no/index.php?artikkel=64>

規律と快適さのための規則

Regler for orden og trivsel

生徒は、成長と発展を促進する学習環境、的確で適応した授業、無料の学習本や学校用具を受ける権利を有する。

私達は、学校が安全で快適な場所となるよう、全ての責任を負う。私達は互い及び周囲環境への尊重と配慮を示す。

・暴力、身体的、及び心理的いじめ、人種差別的行動や言論は禁止される。生徒仲間がこれにさらされる場合、皆は特に教員や指導者へ通告する責任を有する。

・学内において陶酔物を使用することは禁止される。これは、タバコや嗅ぎタバコにおいても同様である。

・みんなが校舎、設備や用具を大切にしなければならない。

・学校時間中において、生徒は教員、副校長 inspektør や校長の許可なしに学内から出てはならない。書面願書により、生徒は長時間休憩において家へ帰る許可を得ることが出来る。

・みんなが時間通りに授業へ集まり、良い学習環境への責任を負わなければならない。

・みんなが各自の私物に対する責任を負うこと。学校時間中において携帯電話を使用してはならず、自転車、キックボード、ローラースケート/ボードや類似品は所定の場所へ置かれること。

・ナイフや他の危険物の所持は禁止される。

度重なる違反の結果

- ・家への手紙
- ・規律/品行成績の格下げ
- ・居残り

暴力、いじめ、陶酔物使用や人種差別的行動と言論で補導される生徒に対する対応

- ・家への手紙
- ・品行成績の格下げ
- ・当事者生徒と保護者との面談
- ・学校は、生徒を学内へ引き取りに来るよう保護者に求めることがある
- ・校長は、生徒を最長3日間まで追放することが出来る。
- ・警察への通報
- ・押収したナイフや他の危険物は、警察へ引き渡される。

破損、落書きや汚染で補導される生徒へ対応の可能性

- ・家への手紙
- ・品行成績の格下げ
- ・損傷の片付けと修理
- ・経済的賠償
- ・警察への通報

いじめ

資料源：<http://www.bergmo.no/index.php?sideID=54&side=mobbing>

昨年度の学年において、私達は「いじめに対する宣言」などを通じ、いじめ問題へ焦点を向ける試みを行った。それにも関わらず、私達が「生徒（による）視察」を通じて得た結果は十分ではなかった。その上、私達はみんな、学年を通じて生徒がいじめにさらされていることを目の辺りにしている。私達はいじめ対策計画は数年続行されているが、今後も続けられ得る。そして、「いじめ計画において、私達は何を行うか？」は、重要なキーワードである。改訂提案を行うため、ヤーン Jan、ロナルド Ronald 及びシッセル・メレーテ Sissel Merete は当計画を見直した。その提案は実行はされなかったが、彼らは当計画において私たちが何をなすかについて明確な問題を提示した。

公式、及び非公式の調査を通じ、私達は学校においていじめが起こることを認知している。いじめが発見される時、私達は大体の準備が出来ており、良い仕事を行っている。しかし、私達はその努力を高め、いじめに対する良い態度を建設できると理解しており、明白になりにくいいじめを発見するための方法を更に発展させることが出来る。これが生徒と両親との協力によって実現させられることは明らかである。

いじめに対する宣言

今学年において宣言を再活性化するか否かは、未だ確信できない。私達が計画通りに行うべき作業を行った後、学級においてその実践が可能となる。

何をすべきか？

生徒との協力

- ・学年始業時において、いじめ問題について学ぶこと。
- ・みんなの責任を研究し、互いのために立ち上がり、通告を行うこと。
- ・学年中、継続的に生徒との問題域の議論を行うこと。
- ・代表生徒、及び生徒会の責任化を行うこと。

両親との協力

- ・校長により、学級共同会議において、いじめのテーマが取り上げられること。
- ・学級の両親面談の際、そのテーマといじめ計画が議論されること。
- ・父母会執行実行委員会FAU及び学校運営協議会SU において、そのテーマが取り上げられること。

指導者、及び教員との協力

- ・私達はみんな、いじめに対して活動的で強力な理想像である責任を有する。
- ・私達は、いじめを暗示する何かを見聞きした場合、それに介入し、行動する。

私達は、いじめが不可能な社会環境を創造する。

(4) クヴァルオイスレッタ中学校

Kvaløysletta Skole

北部大規模コムーネ・トロムソ Tromsø に所在。Slettavegen 15、9100 KVALØYSLETTA

資料源：<http://kvaloysletta.tromsokolen.no/>

学校規律規則

SKOLENS ORDENSREGLER

1. 学校は、生徒、教員、学校管理人、事務職員や清掃従業員など、大勢の人々の為の職場である。ここでは身の回りを綺麗で整頓された状態に保つよう、私たち皆が各自努力すること。
2. 皆が学校において安全性が感じられること。従って、他に迷惑を掛けたり、傷つけ兼ねない事しないようにすること。
3. 学校では学習をすること。従って、皆が授業へ時間通りに集まり、必要なものを持参し、静粛にすること。
4. タバコや陶酔物は健康を害すものと皆知っている。従って、校内や学校主催の催しでの陶酔物やタバコの保持や使用は許されない。
5. 原則として、生徒は学校時間内に校内から立ち去るべきではない。生徒が立ち去ることを選択した場合、その生徒は保険や学校の責任外とされる。そうしなければ、学校の名の下の全ての活動において、生徒には事故保険が掛けられている。
6. アレルギーを持つ生徒に配慮し、校舎へ動物を持ち込むことは許されない。
7. 業中に保護者以外の人物が学校生徒に面会を願う場合、まず教員に面会すること。
8. 授業へ出席しない生徒は、両親または保護者からのサインと共に、欠席が連絡帳に記載されるよう注意しなければならない。欠席連絡は、欠席後 3 日以内に学級監督者へ提出すること。長期欠席の際には、学校は 3 日以内にその連絡を必要とする。連絡帳は、常時学校に置いておかねばならない。
9. 学校は、学校時間内に紛失した貴重品や私物に対する責任を持たない。

懲戒措置

生徒が規律規則に違反した場合の学校の対処

1.叱責

大部分の違反の際に取られる学校による最初の対応。

2.学級担任、授業担当副校長、校長への呼び出し

学級担任、授業担当副校長、校長への呼び出しが規則違反の際に行われることがある。

3.残りの時間、日からの追放 Utvisning

叱責の効果が無い場合に吟味される。専門教員が授業時間から生徒を追放することが出来る。

4.他の学級、集団への移動

授業状況改善の為、他の学級乃至集団への移動措置がなされることがある。

5.学校からの1-3日の追放

生徒が規則を完全に無視する場合や、不作法、及び下品な態度にて生徒仲間、教員や他へ悪化的に迷惑を掛ける場合に使用される。

6.遅足からの追放 - 特に非難すべき懲戒状況が原因の場合に通用され得る。

7.没収

妨害的物品、危険物品、タバコや陶酔物は没収され、保護者にのみ引き渡されることがある。

8.経済的負債

制御無い遊戯、破壊や紛失、学習本の破損など、生徒自らが原因で招いた損害は賠償義務がある。

9.家への連絡

第1項目及び第2項目に記された措置の際には行われる事がある。第3から第7項目に記された措置の際には行われる。連絡は規律品行成績 ordens/oppforselskarakterer 格下げの前に送られること。

全ての学級ルームにおける規律共通規則

1. 始業前、及び終業後には部屋が適切な状態にあること。
2. 部屋で決められた状態に机が並んでいること。机の配置は部屋にあるポスターに示されていること。
3. 次の授業前に、黒板がスポンジで消されていること。
4. クラスルームを出る前に、カーテンや備品が適切な状態であるか調べられていること。
5. その日それ以上使われない部屋では、窓とドアが閉められていること。
6. 学級責任者がその部屋を出る際、ドアが必ず閉められていること。

(5) ビャットネス高校

Bjertnes Videregående Skole

ノルウェー南東部 AKERSHUS fylkedkommune に所在。Bjertnes videregående skole, Kvernstuvn 1, 1482 Nittedal.

進学資格取得・職業資格取得の両種のコースを備えている。

資料源：<http://www.bjertnes.vgs.no/>

ビャットネス高等のための学校規則

SKOLEREGLEMENT FOR BJERTNES VIDEREGÅENDE SKOLE

§ 1 ~ § 9 は、アーケシュフス県内すべての高等学校に共通である。§ 10 は、この共通規則の法的権威に基づき、ビャットネス高等学校の学校委員会 skoleutvalget によって承認された。

アーケシュフス県の高等学校のための学校規則。

当規則は、1998 年 6 月 9 日付けの教育法 Opplæringsloven の法的権威に基づいて与えられた。§ 3-7 とその規定は、1999 年 10 月 27 日、アーケシュフス県議会の教育委員会会議において承認された。当規則は 2004 年 6 月 17 日、アーケシュフス県議会事案 58/04 番において調整された。改訂版規則は 2004 年秋の学期初めから適用される。

§ 1 目的

規則の目標はより良き学習習慣、及びより良き品行による、より良き学習環境作りを推進するものである。当規則は協力、成長、尊敬と責任分担に貢献されるものとする。

§ 2 適応範囲

当規則は当高等学校へ受け入れられた生徒を対象とする。当規則は校内、登下校での状況、学校時間内の学校周辺、学校主催の遠足やその他諸活動に適用される。

§ 3 権利

1. 各生徒は健康、福祉と学習を促進する身体的及び精神社会的環境を提供される権利を有する。生徒は学校における保健、環境、及び安全のための組織的努力の計画と実行を怠らないこと。
2. 各生徒は学校の取り決まりに従い、学習、補助、指導を受ける権利を有する。
3. 各生徒は他の生徒や教師との協力により、学習の計画、実行、及びその考慮に参加する権利を有する。その中には次のことが含まれる。

- ・作業、学習、考慮形式の選択
- ・学習計画内での学習材料の選択、中には承認された学習文献の選択が含まれる。
- ・学習目標、期間計画とその実行方法の表明化
- ・学級内での、より良き作業、学習環境のための計画設定
- ・学校における学習の組織化、指示と実行が、生徒、集団、学級のために取り決められた目標の達成に貢献している程度。

4. 各生徒は、個人的目標に関しての一貫的な口頭、及び筆頭による通達、監督、指導を受ける権利を有する。
5. 教育に関わる専門的、個人的、又は社会的困難が生じた場合、各生徒は、教育的 - 心理的カウンセリングを含めたアドバイス、監督と援助を受ける権利を有する。
6. 病気、又は看護責任によって欠席がやむをえない生徒は、学習と成績の損失を防ぐため、学校からの補助と援助支援を受ける権利を有する。
7. 各生徒は、教育と職業選択に関する指導を受ける権利を有する。
8. 生徒は、教育法 § 11-6 に則り、生徒会 elevråd を結成する権利と責任を有する。学校は、生徒代表のために優れた職場環境を提供する。
9. 各生徒は、学内と学習目的のために用意された備品を無料で利用する権利を有する。

§ 4 義務

1. 各生徒は、その時々に見合った法令、規則や指示に従う義務を有する。
2. 各生徒は、より良き学習環境、及びより良き協力体制に関わり、礼儀正しさと責任分担の意を表す義務を有する。
3. 各生徒は、時間を守り、学習に積極的に参加する義務を有する。生徒は各作業ごとの締め切りを正しく守ること。
4. 各生徒は、安全規則を守り、安全器具、及び、又は専門的に必要な、又は学校側が提供する特別作業服を使用する義務を有する。
5. 各生徒は、必要な学習用品と器具を持参する義務を有する。
6. 学校の敷地と備品は考慮の上丁寧に扱う義務を有する。損傷や破損は、規則 § 8 に則る対応に加え、経済的賠償を求められることがある。

7. 迷惑、いじめ、暴力や諸一般的品行規則違反は認められない。
8. 学校内での酒類の使用、保持や保管は禁止する。学校内、学校時間内、または学校主催の催しにて酒類などに影響されることは許可されない。
9. 武器や危険物を学校へ持ち込むことは許可されない。
10. 学校のコンピューターを使用したダウンロード、ポルノ関係や人種差別的なページやその他人権やノルウェー国法に違反する内容を観閲、送信しない。

§ 5 不正行為、又は不正行為の試み

コンピューターのファイルやテスト、試験最中の交信を含む許可のない補助器具、方法の使用は不正行為、又は不正行為の試みとみなされる。生徒自身のものではない作品を提出は、同様にみなされる。

不正行為、又は不正行為の試みは通常、規律、及び品行の成績に直接関わることとする。試験での不正行為と不正行為の試みは、教育法 § 4-57 によりその試験を無効とし、その生徒は試験無効から 1 年が経過後、初めて新たに試験を受けることが出来る。

コンピューターのファイルやテスト、試験最中の交信を含む許可のない補助器具、方法の使用は不正行為、又は不正行為の試みとみなされる。生徒自身のものではない作品を提出は、同様にみなされる。

不正行為、又は不正行為の試みは通常、規律、及び品行の成績に直接関わることとする。試験での不正行為と不正行為の試みは、教育法 § 4-57 によりその試験を無効とし、その生徒は試験無効から 1 年が経過後、初めて新たに試験を受けることが出来る。

§ 6 欠席

1. 各生徒は授業へ参加する責任を有する。病気や他の理由が元で授業の欠席がやむ得ない場合、学校へ早急に連絡をすること。欠席が 3 日以上となる場合は学校へ書面連絡を提出すること。
2. 担当教師に欠席理由を尋ねる権利は無いが、基本的に欠席登録が行われる。
3. 生徒が授業へ 15 分以上遅刻する場合は欠席とされる。15 分以内の遅刻は、遅刻とみなされる。
4. 高い欠席率は学期末、又は最終成績 Standpunktcharakter の専門的成績考慮の基盤に障害が生じることがある。成績の基盤は個々に考慮されるが、生徒の養育における参加にも重点が置かれる。成績考慮に基盤が明確でない場合、学校は試験の延期、提出物の要請などの措置などを行うこととする。

る。最終成績に関する考慮の基盤が欠ける恐れが生じる場合、生徒とその保護者は書面による警告提出すること。

5. すべての欠席は成績証明書、資格証明書、年次科目証明書 Aarskursbevis、及び専門技術成績証明書 Fagkarakterbevis に記載される。欠席は日、授業時間別に登録される。パートタイムの生徒は授業時間ごとの欠席のみが登録される。各生徒は、欠席理由が記載されることを要求することが出来るが、その理由報告を報告するのは生徒の義務とする。

組織的、又は個人的学習作業が、教師や校長からの許可によって学校管理業務（例えば、生徒会会議、学校代表会議など）と重複する場合、欠席とはされない。

次のような理由による 1 学年中の合計 14 日に上る欠席は欠席とされず、各生徒自らの努力による代償が学校によって認められるべきである。

- ・ 国全体に関わる組織代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・ 生徒組織の代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・ 文書によって証明された法令に基づいて課された会合、例えば会議や裁判など。
- ・ 文書によって証明された長期、又は慢性の病気。
- ・ 困難な状況における組織的援助活動。
- ・ 生徒がノルウェー国教会以外の宗教社会の一員である場合、最長 2 日までの宗教的祝賀。

§ 7 欠席許可

1. 欠席が計画的である場合は欠席許可の願書を提出すること。願書は書面にて理由を説明のうえ、早急に提出すること。専門的成績考慮の基盤が欠ける危険性のある場合、又は共同作業の遂行など、養育活動に支障が生じる危険性がある場合は欠席許可を与えられない。
2. 欠席期間内に各自学習作業を行う約束がある場合は欠席として登録されないこととする。各生徒は学期ごとに 2 日間に渡る学習日の権利を有する。教師は学習日の計画を承認し、生徒はその間の作業を立証すること。

§ 8 規則違反における対応

学校校則違反における学校の対応は次のとおりである。

懲戒措置

- ・ 学校関係者による口頭、又は書面による懲戒、罰点

- ・教師の決断による、残りの授業、作業における学級、集団からの追放措置
- ・校長の決断による、残りの学校日における学校からの追放措置

重大な、又は度重なる違反があった場合の特別措置

- ・校長の決断による、1 - 5 日に渡る学校追放措置
- ・県における国代表Fylkesrådmannen の承認による教育法 § 3-8 に基き、残りの学年からの追放措置。県長の決断により、生徒の学習権利を取り上げることができる。

罰点、及び特別措置に加え、規則違反は次のような処分へつながることがある。

- ・学期末、及び、又は学級活動に基づく規律、最終成績 Standpunktkarakter の格下げ。
- ・度重なる、又は重大な違反において、特別活動への参加制限
- ・学校敷地への損傷や汚染は、損害賠償法 Skadeserstatningsloven に基づき、生徒へ修理、洗浄、経済的賠償などを求める。
- ・警察への通達

§ 9 規則違反に際する対応の手続き

各生徒は、対応の決断が下される前に決断者への口頭的説明を行う機会が与えられる。罰則とその理由付けは書き留められることとする。学校は他の軽い対応や援助策の使用について、特別措置がとられる以前に考慮をする。

各対応においては、行政法 Forvaltningsloven に基づいた規則を用いることとする。残りの学校日、またはそれよりも重い追放措置については § 16 に則り、前もって生徒、保護者へ書面による通告を送ることとする。§ 18 に基づいて決断は理由を明確にし、苦情申し立て権利、苦情申し立て期限、苦情申し立て方法詳細などの情報、§ 19 に基づくケースの内容公開などの情報を加えて明確に示すこととする。罰則処分手続き以前に生徒へ対する罰則が実行される可能性がある場合、処分実行は § 42 に基づき、延期されることとする。

(6) ヴォス・ギムナス

Voss Gymnas

ノルウェー南西部の内陸交通要衝都市ヴォスに所在。Gymnasveien 12, 5700 VOSS
ヴォス校はGymnas という名称に示されているように伝統的にアカデミックな進学校。

資料源：<http://www.hordaland-f.kommune.no/vog/>

ヴォス・ギムナスのための規則

Reglement for Voss gymnas

A. はじめに

高等学校へ願書によって受け入れられた生徒は、次のような一般的権利と義務が与えられる。
教育法 Opplæringslova、及びその付属規則に常時適応された決まりに基づき、生徒は、職業指導、
計画、及び社会教育サービスの使用などを含む、授業、応答（生徒・教員会話などにおける）、援助、
助言や指導を受ける権利を有する。

生徒は、学級と学級教員との協力により、次のような権利と義務を有する。

- ・ 学校での良好な作業及び学習環境のための規則の発展
- ・ 作業、及び学習形態、方法の選択
- ・ 学習計画内での学習材料の選択
- ・ 目標設定、期間計画、及びその実行
- ・ 今日における学校と学校組織の考慮、及び目標と学習計画における計画と教育の実行

生徒は、生徒、及び学校職員によって構成される社会の一員である。

生徒は、他の学校社会メンバーとの協力により、良好な学習環境と、協力体制を創造する義務を有する。

生徒は、教育法 § 3-7 及び § 3-8 の法的正当性によって、学校乃至は県で定められた、学校の校則を含め、憲法に規定された規則、規則、指示、規律規則や保護規則に則る義務を有する。

B. 出席について

生徒は、与えられた形での授業へ参加する義務を有する。遠足、学習日、スポーツ日、コンサートや諸活動についても同様である。生徒はそのような活動において、個人費用を負担するよう指示されることがある。

生徒は、朝や休憩時間後、時間通りに授業や試験へ参加しなければならない。

C. 欠席について OM FRAVAR

生徒は、病気又はやむを得ない理由以外、授業を欠席してはいけない。3日を超える欠席の場合、学校は連絡をとらなければならない。

欠席が多い場合、その生徒は期末あるいは最終成績(評点)を得られないことがあり得る。

欠席は、最終成績証明書に記載され得る。

学校の学業と結びついた活動による欠席、及び一定の社会的活動への参加は、欠席として記録されない。

欠席規則についての詳細は「ヴォス・ギムナスにおける欠席規律」"Fråværsordninga ved Voss Gymnas"参照。

D. 一般および品行規則などについて OM ALMINNELEG ORDEN OG FRAMFERD M.V.

生徒は、他の生徒に対し迷惑や損害を与え得る行為を行ってはならない。

生徒は、学校が要求する本や授業教材を入手する義務を負う。

生徒は、本、授業用具や器具を大切に使うしなければならない。不注意による損傷や紛失は弁償されなければならない。

学級担任乃至科目教員は、教員や他の生徒と協力し、教室の規律に注意を払う規律委員を選出する。

特別教室は、自由時間に閉鎖される。通常の教室は通常は閉鎖されないが、教室又は器具の誤用がされると、短期間又は長期間、自由時間に閉鎖されるようになることがある。

生徒は各自、ごみに対して校内、教室及び廊下を清潔に保つことに参加しなければならない。

校内における不必要な又は不注意な車の運転が起こされてはならない。規則違反は、関係者がその学校の域内で運転禁止になる結果を生じ得る。全ての車やオートバイの駐車は各自の責任である。これらの規則は放課後においても適用される。

授業中、自由時間中に関わらず、生徒が器具を利用する際には、各自それぞれの規則や指針に留意しなければならない。学校のコンピューター機材を使用する際には、侮辱的となり得、乃至はノルウェーの法律に反し得る、ポルノ的な、人種差別的な、又はその他の資料のダウンロード、閲覧及び流布を禁止する。

E. タバコや陶酔物について

学校敷地内でのあらゆる類の陶酔物の使用や、陶酔状態での登校は禁止する。学校外での学校主催責任行事においても同様である。

学校敷地内での喫煙は許可されない。かぎタバコや噛みタバコについても同様である。

F. 協力について

学校は、生徒の保護者との連絡を保つものとする。成年の生徒(18歳以上)については、その生徒の承諾により、通達や情報提供を行う。

通告は次のように行われる。

- ・ 生徒の専門的見解についての成績書における書面通告

- ・ 書面通告及び電話連絡
- ・ 父母との会合
- ・ 学級担任、科目教員、生徒相談員や学校管理者との話し合い（会談時間）

G. 個人保護と守秘義務について

全ての生徒、教員、及び学校職員は、個人的事項における個人保護と守秘義務の規則に拘束される。守秘義務は、生徒及び就業の機会の終了後も同様に適用される。

H. 規則違反について

a) 処罰措置

・ どのような誤りであるかにより、口頭叱責から残りの授業追放（科目教員による）や残りの学校日追放^(*注)（校長による）まで、処罰措置は様々である。その場合、生徒は口頭による弁明の機会を有する。生徒が未成年の場合は、書面にて保護者へ通告される。

*注：ノルウェー退学、停学、登校停止、授業出席停止等に亘って使われている *bortvising* を本稿では「追放」と訳しておく。

b) 個人措置

・ 処罰措置後の状況改善が無い場合、又は特に重大な規則違反の場合、個人措置がとられることがある。従って、生徒は5日間以内の追放や、規律や学習静粛へ重大な影響を及ぼす継続的行為を示したり、義務を怠る生徒に対し、残りの学年からの追放処分を受けることがある。このような措置がとられる以前に、生徒は警告を受け取ること。追放処分により生徒としての権利を損失することにはならない。

・ 追放措置の通告 / 採用前には、他の援助や処罰採用、又は他の対応方法が試みられたものとし、社会教育的人材やOTサービス乃至PPTサービスによる事情の考慮の上、意見表明を行ったものとする。

磯部注 OTサービスOppfølgingstjenesten (OT) = 事後の追求サービス。問題などの発生後に取られた解決措置が、その後どのように展開して行くかなど、その動向や状態を追求してゆくサービス。

PPT サービスPedagogisk-psykologisk tjeneste (PPT) = 社会心理サービス

・ 1 - 5 日間の追放措置の通告乃至採用前、及び残り学年からの追放措置の通告前には、生徒はその警告を受け、口頭、乃至は書面による弁明の権利を有する。生徒が未成年の場合には、その両親 / 保護者が書面にて事前警告を受け、口頭、乃至は書面による弁明の権利を有する。残りの学校日以上に長期にわたる学校からの追放、即ち 1 日から最長 5 日間は、生徒の教員との合意の後、校長の決断により行われる。

- ・ 措置採用とその苦情権利、苦情権威、及び苦情手続きに関する情報は当事者へ通告される。
- ・ 残り学年からの学校追放に関する件は、学校は勧告権のみを有し、県教育長（県教育部長）

fylkesopplæringsdirektøren にその最終決断が委ねられる。

1. 苦情申し立ての権利

- ・規則に則り、学期成績、最終成績及び試験成績へ対し、苦情申し立ての機会がある。

Voss Gymnas における欠席制度

1999年6月28日付け、教会教育研究省 Kyrkje-, utdannings-og forskingsdepartementet が定めた教育法施行規則 Forskrift til opplæringslova § 4-28で、次のように述べている。生徒の全ての欠席は成績証明書、資格証明書、年間課程証明書、及び科目成績証明書へ記載されることとする。欠席は日、各授業時間ごとに記載される。定時制生徒は、授業時間ごとのみの記載となる。欠席原因の登録は、その旨を申請することが出来る。生徒あるいは定時制生徒は、各自欠席原因を登録する責任を有する。学校管理に関する職務などを含む組織的、又は個人的学習作業は、科目教員が校長の許可により、欠席とはされない。学年内最長14日までの下記の欠席は欠席とはされず、学校によって課せられた生徒自身の自己努力によってその代償とされるものとする。

- ・国全体に関わる組織代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・生徒組織の代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・文書証明された憲法に基づいて課された会合、例えば会議や裁判など。
- ・文書証明された長期的、又は慢性の病気。
- ・困難な状況における組織的援助活動。
- ・生徒がノルウエー国教会以外の宗教社会の一員である場合、最長2日までの宗教的祝賀。

高い欠席率は、最終成績点 standpunktkarakter の評価に欠陥を与える基礎を生じることがある。

Voss Gymnas で適用される実用的制度

1. 普通欠席の際には書面連絡が不必要である。
2. 教員が学期評点及び最終成績評点を評価するには、欠席が授業時間の 15 % を越えてはならない。一又は二週時間のみ科目は例外とする。限界は 20 % とする。それらの率は正当な範囲である。生徒が授業や、ある科目において試験が行われる日に組織的に欠席する様子であれば、総欠席数が限界以下であっても、科目教員が成績評価をする基礎が不足することもあり得る。
3. 高いレベル（国レベル、国際的レベル）でスポーツ、文化、又は政治的活動へ参加する生徒は、限界率を越える欠席の承認が得られるよう申請することが可能である。この例外制度を利用するには、次のような注意が必要である。

学級教員会（学級教員会議）klasselærarrådet (klassestyrar) へ時間に余裕を持って願書を提出

しなければならない。願書が承諾されるには、欠席期間中の学習計画を科目教員との合意のもとに準備すること。臨時試験の吟味が行われることもある。

4. 一週間に一度、生徒は学級代表者より配布される所定用紙にて各自の欠席を記録を行うこと。
5. 欠席が3日以上となる場合、学校はその理由付けと共に事前連絡を要する。3日以上病気欠席では、学校は欠席予想期間に関する書面、又は電話による連絡を要する。
6. 生徒の登校日には、全ての授業へ参加する義務を有する。必要な授業欠席は、事前に科目教員や学級代表者と明らかにすること。明らかにされない授業欠席は、規則違反と見なされ、規律成績へ影響することがある。
7. 次の場合は欠席として記録されない:
 - a. 学校カウンセラーや学校心理学者、及び学校医師や学校歯科による常規的診断（年次診断）呼び出し。生徒は科目教員や学級担任へ呼び出しを示しておくこと。更に、医師や歯科医による検査/診察は通常欠席として登録される。学校時間内に損傷/病気が原因で医師へ送られる生徒は、当日欠席として登録されない。
 - b. 規則に則った生徒会職務への参加や他の学校関連活動。
8. 学年当初から学級授業成績を受けられない危険性をもつ生徒は、その科目において私的受験生(注) privatist としての登録を考慮すべきである。その生徒はパートタイム生徒としての地位を与えられ、私的受験生として受験する科目に聴講生として参加することができる。私的受験生試験⁰への登録締め切りは1月15日である。

(注) 当該校に正規の生徒として在籍しない人が資格取得等のため学校科目の試験を受ける制度 - 北川。

9. 全ての欠席は成績へ記載される。欠席理由の記載を求める場合、生徒は医師診断書や書面による欠席許可書を保管し、成績書挿入用として提出すること。

(7) アドルフ・オイェンス学校

Adolf Øiens skole

ノルウェー中南部海岸の中心都市トロニエム(トロンハイム)に所在。Bispegata 20、7012 TRONDHEIM

生徒の約 84%が高等教育進学コース、他は販売・サービス就業コース。

資料源：<http://www.adolfoien.vgs.no/>

アドルフ・オイェンス学校のための学校規則

Skolereglement for Adolf Øiens skole

1.0 はじめに

申請願書によって当高等学校へ受け入れられた生徒は、次のような一般的権利と義務を有する。

- 1.1 生徒は、基礎学校と高等学校に関する法令(教育法 Opplæringsloven)に従い、教育、援助、及び指導を受ける権利を有する。
- 1.2 生徒は活動的に教育に参加すること(教育法 § 3-4)。生徒は、生徒及び当校に関わる職員から成る社会の一員とされる。
- 1.3 生徒は、社会内の他の成員との協力により、良好な学習習慣を得、良好な学習形式と学習環境を創造する義務を負う。
- 1.4 生徒は、当校則を含む法令に則った決定事項、規則や指導に従う義務を負う。
- 1.5 当校によって生徒として受け入れられた人はすべて、時間を守り、教育へ活動的に参加する義務を負う。遅刻は規律罰点として記載される。

罰点記録は、規律及び品行の学期成績へ次の様な結果として残される。

0-7 件の罰点：良い。 8-15 件の罰点：まあまあ良い。 16 件以上の罰点：あまり良くない。

(参照・南トロンデラグ県のための方針 1997 年 12 月)

生徒は罰点記載の旨を知る権利を有する。生徒が罰点記載日以内にその旨を知らされない場合、その件は消去される。

生徒は十分に準備をし、その時々に必要な器具を用意すること。上記の点における怠りは、規則違反と見なされ、規律及び品行成績へ影響を及ぼすことがある。

2.0 学習環境と協力体制

- 2.1 学校社会内のすべての者は、快適さと学習の楽しみの創造へ貢献すること。すべての者は仲間として互いを尊重し、思いやりを示し、親切的態度と良好な規律を持つこと。
- 2.2 心地よさや学習の楽しみは、学習状況において造られる環境に依存する。すべての者は、各自の学習、及び身の回りの環境を保護し、学校が清潔に保たれるよう、植物が保護され、校舎、設備や器具が適正

に使用されるよう最良を尽くさなければならない。損傷はその生徒が経済的責任を負う（参照・損害賠償法 Lov om erstatning など）。これは生徒仲間や職員の私物についても同様である。

2.3 全ての生徒は、学級ルーム内の良好な規律の為に努力すること。全ての学級乃至集団は規律役員乃至規律係を設けること。規律役員乃至規律係は、その役割が生徒で順番に回るものとする。規律役員乃至規律係は、次のような努力を行う。

- ・教室が紙、ボトルやゴミのない状態に保たれる。
- ・黒板が毎授業後に拭き消される。
- ・教室の不足物や器具が学校用務員 vaktmester へ報告される。
- ・授業開始ベルから 10 分経過後に先生が現れない場合、事務所へ報告される。
- ・必要に応じて空気入れ替えのため、窓が開けられる。

3.0 組織団体活動

3.1 全ての生徒は当校の消防指示知識を持ち、それに従うこと。

3.2 校舎内における喫煙や嗅ぎタバコの使用は許されない。校庭での喫煙は禁止される。喫煙は所定の場所で行うことが出来る。

3.3 校内、又は学校周辺での酒類や他の陶酔物の使用は禁止される。当禁止事項は、校内外における学校指導、又は学校責任下にて行われる生徒主催の催しについても同様である。学内へ陶酔状態で現れることも禁止される。学校名下による催しは、事前に校長の許可がなければならない。

3.4 校内での雪投げは禁止される。

3.5 携帯電話は電源を切られ、指導中には鞆の中へ収められること。

3.6 当校の生徒や生徒組織は、学校指導者、及び生徒会双方への申し出を行うという前提にて、学校における政治的、及び組織団体的活動を行う権利を有する（下記、欠席手順に関する第 4 章を参照）。学校新聞、スポーツクラブなど、他の生徒組織についても同様である。活動は可能な限り、休憩時間、自由時間や放課後に行われること。

3.7 生徒会は学校新聞を発行することが出来る（参照・1978 年 8 月 18 日付け KUF による生徒会規則 § 6）。ノルウェー編集者の「慎重に掲示」などの例のように、良い報道慣習に従うこと。その違反は、生徒会や編集者双方に対する法的責任となり得る。編集者は成人であるか、18 歳以下の未成年者の場合は保護者の許可が無ければならない。

3.8 クラブ会は会議や催しを公表するため、ポスターなどを生徒掲示板に掲示することが出来る。生徒クラブ、生徒自身の活動や学校の運営に関連しないポスターは掲示しないこと。全ての掲示は生徒会にて承認されること。

（磯部訳注）KUF は教会教育研究省 Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet

4.0 欠席

4.1 生徒は、病気による妨げや欠席許可なしに、授業を休んではならない。各授業からの欠席許可は

専門教員から、3日までは学級担任から与えられる。それ以上の長期欠席は校長、又は副校長 inspektører のみより与えることが出来る。記録のない欠席は怠慢とされる。

- 4.2 生徒は、学校連絡帳を使用し、自らの欠席計算を記録すること。全ての欠席日と時間を連絡帳へ記載する。欠席願いは、余裕を持って事前に連絡帳にて提出すること。生徒自身が連絡を書くことが出来ない場合、欠席連絡や欠席願いはその保護者がサインすること。病気、スポーツの催しへの参加など、成績証明書へ欠席理由の記載を願う生徒は、その証明書を各自保管すること。
- 4.3 全ての欠席は最終証明書へ記載される。欠席は日、及び時間単位にて記載される。パートタイムの生徒は、時間単位のみにて記載される。欠席原因は、挿入用証拠書類が必要である。生徒は各自、欠席原因を証明する責任を負う。

学年度で14日限度として、次のようなことは欠席として計算されず、学校の調整による生徒自身の努力で埋め合わせする方法が探されなければならない。

- ・国全体に関わる組織代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・生徒組織の代表者としての、地方地域、又は国にまつわる計画業務。
- ・文書によって証明された法令に基づいて課された会合、例えば会議や裁判など。
- ・文書によって証明された長期的、又は慢性の病気。
- ・困難な状況における組織的援助活動。
- ・生徒がノルウエー国教会以外の宗教社会の一員である場合、最長2日までの宗教的祝賀。

上記の欠席総数は14日を越えてはならない。

学校運営に関わる用事（学校代表会議、生徒会、総合会議、及び校長などとの運営的性質を持つ面談）を含む、組織的、又は独立した労働は、専門教員、又は校長などの取り決めにより、欠席とは見なされない。社会での一日労働活動 Operasjon Dagsverk (OD) (訳注) も欠席とされない。学校時間中に行われる一日労働活動(OD)の準備は、担当の専門教員と特別に独自の学習課題の取り決めが無い場合、欠席とされる。家庭内や身近な友人の葬儀は欠席とされない。

例えば、国レベルでのスポーツ催しへ参加する生徒は、欠席回避のため、独自の学習課題取り決めを行うことが出来る。

高い欠席率は、生徒の最終評価点が出せなくないことを生じることがあり得る。(1999年6月28日付け、教育法 施行規則 § 4-28 を参照)。

(職部訳注) Operasjon Dagsverk (OD) = 生徒による社会での一日労働活動

4.4 次のような点は欠席理由と認められるが、欠席とされる。

- ・必修課程の運転教習。
- ・スポーツ催しや組織団体活動への参加。

- ・授業時間外における予約が不可能な医師や歯科医での診察。
- ・学校指導者が合理的と認める他のケース。欠席が特に必要とされる生徒は、学年開始時に説明を行わなければならない。

4.5 個人的学習日（2003年11月4日改正）

学習日に関する願書は、遅くとも当日2日前に所定用紙にて学級担任へ提出する。個人学習日は試験日と重なってはならない。生徒は各自、成績評価における基礎欠如の危険性などの事情に通じておくこと。各生徒は各学期中3日づつ個人学習日の使用が可能である。

個人学習日は、成績証明書において欠席とは見なされない。

4.6 欠席の限界

1学期中、1科目につき15%以上の欠席は、通常その科目における成績が評価されない。2時間科目の限界は20%とされる。1科目において試験日乃至試験時間に欠席した場合、欠席率が15%以下であっても、科目教員は成績評価をすることができない。約10%欠席すれば、生徒は成績評価が得られない危険な状態であることについて書面で警告される。これらの欠席の限界は規準として認識されなければならない。

5.0 学校規則違反の場合の対応

5.1 授業妨害、不正や、他に悪影響を及ぼす不良態度を示すなど、学校規則に違反する生徒に対しては、処罰や特別措置の形で対応が吟味されることがある。

5.2 次のような処罰があり得る。

- ・教員、副校長 inspektør、校長、管理人 vaktmester や学校に従事する他の職員からの叱責。
- ・専門教員の決断による、残りの授業時間における学級乃至集団からの追放。
- ・校長/検査員の決断による、残りの学校日における学校からの追放。

5.3 次のような特別措置があり得る。

5日を超えない範囲で、校長の決断による、残りの学校日よりも長期間の学校授業からの追放。追放によって生徒としての他の権利を失うことにはならない。生徒としてのすべての権利の喪失は、当該生徒が教育法 § 3-8 の認めるところにより追放されるような生徒が重大な違反を犯した場合にのみ生じ得る。

5.4 学校が処罰や特別措置をする場合の手続き

処罰がされる前に、生徒には弁明の機会が与えられなければならない。未成年の生徒が残りの学校日に学校授業から追放される場合、及び同じ又は類似した規則違反によって以前に幾度も譴責(けんせき)処分を受けている場合、両親乃至は保護者に処罰とその原因が書面で通告される。生徒追放の手続きは、教育法 Opplæringsloven § 3-8 に示されている。

5.5 学校による処罰や援助対策後に状況が改善されない場合、特別措置が課される。特別措置が課される前に、社会福祉教育職員や可能ならば他の専門家の意見表明の機会が与えられなければならない。その他、手続きや、生徒、両親、教員、及び学校が有する権利と義務については行政法に示されている。

(8) ホンニングスヴォーグ・漁業専門学校及び高等学校

Honningsvåg fiskarfag og videregående skole

ノルウェー最北端の県 Finnmark fylkeskommune に所在。 Klubbveien 9, 9750 HONNINGSVÅG

高等学校は進学向き一般コース生徒が 62 %、職業向きコースが 38 %。漁業専門学校も併設されている。

資料源：<http://www.hvag.vgs.no/>

法律と規律

Lov og orden

目次

- ・法律によって保証された、高等学校で 3 年間の教育を受ける権利、又は学校で 2 年間及び学習場所で 2 年間の教育を受ける権利
- ・成績とは何か（抄訳）
- ・快適さのための規則 Trivselsregler
- ・誰が決定するか？（翻訳省略）
- ・フィンマルク県（Finnmark fylkeskommune）の高等学校生徒のための規律規則

学校で 3 年間、又は学校で 2 年間及び学習場所で 2 年間

法律で保証された後期中等教育を受ける権利（抄訳）

94 年改革によれば、16 歳のすべての人は学校乃至職業実習で 3 年間の後期中等教育を受ける権利を法律で保証されている。この教育は、通常、高等教育進学資格 studiekompetanse、又は、専門証明書（fagbrev。比較的新しい職業資格）若しくは職人資格証明書（svennebrev。伝統的な職業資格）の形による職業資格 yrkeskompetanse へと導く。（括弧内、北川補足。）

後期中等教育の法律で保証された権利を有する者は、基礎学校卒業後 4 年以内にその権利を使えばよい。これは、彼らは途中で 1 年待って、又は学校から何年か「休み」をとってもその権利を失わないということを意味している。

特別な準備の必要な生徒は、その権利を 1 年拡大してもらうことができる。

成績とは何か（うち生活指導・生徒指導関係の特徴的事項のみ訳出）

規律及び行動の成績（評点） Karakter i orden og atferd

規律及び行動の成績は、以下のことを表すこととする。

- ・生徒の労働習慣が責任、規律と適切さ、敏速さと确实さに特徴付けられているか。
- ・生徒の他へ対する態度が、配慮に満ち、誠実で丁寧であるか。

これらの規律及び品行の成績評価基準は、生徒へ連絡されるものとする。

ホンニングスヴォーグ漁業専門学校及び高等学校では、規律及び品行成績は、次のような場合、引き下げられることがある。

- ・ 本の不足
- ・ 授業へ準備なしの欠席
- ・ 宿題の不足
- ・ 欠席の過多、及び届け出文書なしの欠席
- ・ 信頼性のない行為
- ・ 不正直な行為、例えば、不正行為や不正行為の試み
- ・ 不作法な行為
- ・ 規律全般の欠如
- ・ 他の規則違反

快適さのための規則

ホンニングスヴォーグ・漁業専門学校及び高等学校 Honningsvåg fiskarfagskole og videregående skole は、生徒、教員、及び他の職員の共通の仕事（学業、職場）の場所である。毎日の仕事においては、それゆえ、全ての関係者が共通の課題に対して協働すること、及び、規律と互いの人間らしい上品な行為のための一般的規則に従うことが大変重要である。

社会においても同様であるが、学校で働く人々は一連の権利を有する。そのお返しとしてあなた一つの努力をし、彼らの仕事状況に対して責任を負う用意がなければならない。この責任は、ある状況においては行動の自由が侵害されることを意味することもあり得る。学校が良好で快適な職場であるよう、学校社会が機能するためには、すべての人が学校において適用される規則を知り尊重することが重要である。

全ての高等学校においては、1974年6月21日付けの後期中等教育に関する法律が適用される。加えて、この私たち自身の学校には学校規則がある。この規則は昨年集成され、フィンマルク県のすべての高等学校へ適用される。すべての人はこの学校規則をよく読み、どのように規則が機能するかを議論し、場合によっては改正を提案するべきである。学年始めにおいて、学級担任が生徒と共に学校規則を読み上げる。改正の提案、及び毎日の共存や仕事に関して大切な他の事項を、生徒は爾後の考慮のために生徒会へ提出する機会を有する。

この学校の規則は、その全文を後に再度記している。ここではそのいくつかの要点を述べる。

時間厳守

遅刻を避けること。遅刻は学級・集団内におけるすべての人の仕事（学業）を妨害し、君自身の、学業の機会を失う。遅刻を過度に頻繁に繰り返す生徒へは、科目教員 faglærer 乃至学級担任 klassestyrer 及び場合によっては生徒指導教員 rådgiver が共同で生徒とともに遅刻理由を見つけて、問題を解決する方法を生徒の見い出すよう試みなければならない。

規律

私達は、学校の全ての空間と学校周辺において良好な規律が保たれるよう、適切で快適な仕事場と勤労者を求める。あらゆるところでの良い規律のために気を配り、紙や廃棄物によるゴミを避けること。ゴミを清掃しなければならない人のことを少しは考えること。清掃従業員や学校管理人への配慮をすること。牛乳容器や空ボトルの収集作業などは、必ずしも彼らの職務ではない。君は彼らに余分な仕事を与える者とならないこと。

欠席

1 学年には 190 日しか学校日がないこと、授業時間は君が学校から得られる提供物であることを覚えておくこと。従って、欠席が絶対必要以上でないように注意すること。欠席の多い生徒は、1 又はそれ以上の科目の最終評点が得られない危険があり得る。その場合、その生徒は不完全な成績証明書しか得られないであろう。

生徒の欠席多い場合、学級担任乃至は専門教員 klassestyrer/faglærer がこのことを生徒、場合によっては保護者と問題として取り上げる。重大なケースにおいては、生徒指導教員 radgiver が関与し、欠席原因の究明と専門的援助の必要性を査定する。